

# 栃木県保健医療計画(8期計画)の骨子(案)

令和5年5月8日

参考資料

第1回栃木県医療審議会保健医療計画部会

## 第1章 基本的な事項

- ・ 策定の趣旨、基本理念、他計画との関係など保健医療計画の基本的事項を記載
- ・ 人口の高齢化、社会構造の多様化・複雑化に対応した計画策定との記載

### 第1節 計画策定の趣旨

- ・ 人口の急速な高齢化、社会構造の多様化・複雑化が進む中、6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」を加えた5疾病・6事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にした上で、医療連携体制の構築を図るなどの、本県の保健医療に関する基本的な指針を策定し、すべての県民が住み慣れた地域で安心して暮らせる保健医療の提供体制を目指す。

### 第2節 計画の基本理念

- ・ この計画が目指す保健医療に係る本県の姿を記載  
(検討中)

#### ※7期計画

「質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するとともに、保健・介護・福祉サービスとの一体的な提供により、誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる環境づくり」

### 第3節 計画の位置づけ

- ・ 本県保健医療に関する基本的な指針
- ・ 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- ・ 栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を踏まえた計画
- ・ 各関連計画と整合のとれた計画
  - 栃木県がん対策推進計画 とちぎ健康21プラン
  - 栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン21) 栃木県障害福祉計画
  - 栃木県障害者計画(とちぎ障害者プラン21) 栃木県医療費適正化計画
  - とちぎ子ども・子育て支援プラン 栃木県感染症予防計画 等

### 第4節 計画の期間

- ・ 令和6年度から令和11年度まで(6カ年)
- ・ 3年ごとの中間評価も踏まえ、必要に応じ、計画の見直しなど弾力的な対応
- ・ 在宅医療、医師確保、外来医療については3年ごとに必要に応じて、医療計画を変更

## 第2章 栃木県の保健・医療の現状

・ 人口、受療、医療資源の状況等本県の保健・医療の現状を記載

### 第1節 地域の特性

#### 【記載する指標(例)】

### 第2節 人口の特性

#### 1 総人口

#### 2 年齢階層別人口

#### 3 出生

#### 4 死亡

#### 5 平均寿命

#### 6 健康寿命

- ・ 地勢と交通
- ・ 本県の人口・将来推計人口及び高齢化率の推移
- ・ 二次医療圏ごとの人口構成
- ・ 出生数、出生率の推移等
- ・ 死亡数・率の推移、主要死因別死亡数の構成割合
- ・ 主要死因別死亡数の構成割合、年次別主要死因の推移等

### 第3節 受療の状況

#### 1 患者数

#### 2 受療率

#### 3 傷病分類別患者数、 傷病分類別受療率

#### 4 二次保健医療圏別流入・流出割合

#### 【記載する指標(例)】

- ・ 年齢階級別入院患者数
- ・ 二次医療圏ごとの年齢階級別患者数
- ・ 年齢階級、性別受療率(人口10万対) 等

#### 【記載する指標(例)】

- ・ 二次医療圏ごとの入院患者数
- ・ 二次医療圏ごとの流入割合、流出割合 等

### 第4節 医療資源の状況

#### 1 病院

#### 2 一般診療所

#### 3 歯科診療所

(病院歯科を含む)

#### 4 薬局

#### 5 訪問看護事業所

#### 6 保健所・市町村保健センター

#### 【記載する指標(例)】

- ・ 医療資源ごとの施設数、事業所数、年次推移 等
- ・ 病院・一般診療所の病床数、推移 等

## 第5節 医療費の状況

### 【記載する指標(例)】

- ・ 医療費の年次推移、疾病別年齢階級別医療費 等
- ・ 老人医療費の推移、疾病別割合 等

## 第3章 保健医療圏と基準病床数

- ・ 計画的な保健医療提供体制整備のための圏域の設定について記載。

### 第1節 保健医療圏設定の基本的考え方

- ・ 計画的な保健医療提供体制の整備のため、保健医療活動の地域的範囲として圏域を設定

### 第2節 保健医療圏の設定

#### 1 一次保健医療圏

- ・ 住民に密着した頻度の高い保健医療が展開される地域
- ・ 引き続き市町村単位として設定

#### 2 二次保健医療圏

- ・ 高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する地域
- ・ 引き続き6圏域を設定

	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	構成市町
県北保健医療圏			(5市4町) 大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、さくら市 塩谷郡 塩谷町、高根沢町、那須郡 那珂川町、那須町
県西保健医療圏			(2市) 鹿沼市、日光市
県東保健医療圏			(1市4町) 真岡市 芳賀郡 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
宇都宮保健医療圏			(1市) 宇都宮市
県南保健医療圏			(3市3町) 栃木市、小山市、下野市 河内郡 上三川町 下都賀郡 壬生町、野木町
両毛保健医療圏			(2市) 足利市、佐野市
計			

#### 3 三次保健医療圏

- ・ 高度・特殊な専門的医療、広域的な実施が必要な保健サービスを提供する圏域
- ・ 引き続き県全域として設定

### 第3節 基準病床数

- ・ 病院・診療所の病床の適正配置を目的に、二次保健医療圏ごと(精神、結核、感染症については県全域)に定める。

## 第4章 良質で効率的な医療の確保

・ 医療提供体制全般における基本的な方向性を記載

### 【基本的な構成】

現状と課題

→

施策の展開

### 第1節 住民・患者の立場に立った医療サービスの提供

- 1 医療サービスの向上
- 2 病院機能評価
- 3 医療機能及び薬局機能情報の提供

### 第2節 医療機関の機能分担と連携

- 1 かかりつけ医
- 2 かかりつけ歯科医
- 3 かかりつけ薬剤師・薬局
- 4 地域医療支援病院の整備
- 5 紹介受診重点医療機関
- 6 公的病院等の役割分担

### 第3節 医療安全対策の推進

### 第4節 保健医療に関する情報化の推進

## 第5章 5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制

・ 5疾病・6事業及び在宅医療における医療提供体制を記載

【基本的な構成】

現状と課題  
(罹患状況・医療の状況等)

→

目指す姿・目標・主な取組

→

ロジックモデル

※医療機関等の名称は別冊に記載

### 第1節 医療連携体制の基本的な考え方

#### 第2節 5疾病の医療連携体制

- 1 がん
- 2 脳卒中
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患
- 4 糖尿病
- 5 精神疾患

#### 第3節 6事業の医療提供体制

- 1 救急医療
- 2 災害医療
- 3 へき地医療
- 4 周産期医療
- 5 小児救急を含む小児医療
- 6 新興感染症発生・まん延時における医療

#### 第4節 在宅医療の医療連携体制

## 第6章 地域医療構想の取組

・ 平成28年3月に策定した栃木県地域医療構想を組込

## 第7章 外来医療計画の取組

・ 今年度改定する栃木県外来医療計画を組込

## 第8章 各分野の医療体制の充実

・ 第5章で記載した以外の各分野の医療体制について記載

【基本的な構成】

現状と課題

→

施策の方向性及び主な取組

### 第1節 感染症

### 第2節 移植医療

### 第3節 難病

### 第4節 アレルギー疾患

### 第5節 慢性閉塞性肺疾患(COPD)

### 第6節 慢性腎臓病(CKD)

### 第7節 歯科保健医療

### 第8節 医薬品・血液等

## 第9章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進

・ 疾病予防から治療、介護までのニーズに応じた総合的な取組について記載

【基本的な構成】

現状と課題

→

施策の方向性及び主な取組

### 第1節 健康づくりの推進

### 第2節 高齢者保健福祉対策

### 第3節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

### 第4節 障害者保健福祉対策

### 第5節 母子保健対策

### 第6節 学校における保健対策

### 第7節 職域における保健対策

### 第8節 自殺対策の推進

### 第9節 薬物乱用防止

### 第10節 食品の安全と信頼の確保

### 第11節 健康危機管理体制の整備

## 第9章 保健・医療・介護・福祉を支える人材の育成確保

・ 医師、看護師等の人材育成・確保について記載

### 【基本的な構成】

現状と課題

→

施策の展開

### 第1節 医師

・ 今年度改定する栃木県医師確保計画を組込

### 第2節 歯科医師

### 第3節 薬剤師

### 第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)

### 第5節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

### 第6節 管理栄養士・栄養士

### 第7節 獣医師

### 第8節 介護サービス従事者

・ 介護福祉士、ホームヘルパー、ケアマネジャー

### 第9節 多様な保健医療福祉サービス従事者

・ 歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、精神保健福祉士、社会福祉士、相談支援センター相談員等

## 第10章 保健・医療・介護・福祉の連携

- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築及び地域包括ケアシステムの構築等の今後重要となる保健・医療・介護・福祉の連携について記載

## 第11章 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価

- ・ 計画推進のための体制、PDCAサイクル等について記載

### 第1節 計画の周知と情報公開

- 1 周知
- 2 情報公開

### 第2節 計画の推進体制と役割

- 1 計画の推進体制
- 2 関係者の役割分担
  - (1) 県
  - (2) 保健所(健康福祉センター)
  - (3) 市町村
  - (4) 保険者
  - (5) 医療機関・医療関係者
  - (6) 事業者・企業
  - (7) 県民

### 第3節 進行管理、計画の評価、見直し

■参考(計画策定の経緯、栃木県医療審議会委員名簿、栃木県保健医療計画部会委員名簿、用語説明等)

#### 【別冊】

5疾病・6事業及び在宅医療に係る具体的な医療機関の名称を記載。